

Seiwa Global Reports (SBC-Japan, SSBC-Shanghai, VSBM-Vietnam)

Vol. 11 31.May. 2009

財務カレンダー

中国

風薫る5月も既に終盤となりました。5月は企業所得税の管理上、重要な意義があります。すなわち、企業所得税法によれば、企業は毎年度の企業所得税に関して、翌年5月末日までに申告することとされています。そのため、5月は、財務担当者にとっては企業所得税申告を完成させるという意味で、また、会社経営者にとっては企業所得税の納税額を知るという意味で、ともに重要な時期になります。(なお、申告期限は、法律上は5月末日とされていますが、運用上は、企業を担当する税務局の専管員が期限を設定し、これに間に合うように申告を行うこととなり、通常は3月末から4月末が期限とされます。)

このように、5月は企業所得税について重要な時期ですが、中国における企業の財務管理上の年間スケジュールを把握することには、中国現地法人の経営上、重要な意義を有するものと考えられます。そこで、今回は、この年間スケジュールを簡単にご紹介いたします。

月	内 容
1月	★月次業務に専念
2月	◆個人所得税 納税証明交付 前年度、月次申告によって納税した個人所得税の納税証明が発行されます
3月	◆個人所得税 年度申告期限 ⇒ 3月末：詳細は専管員の指示に従う 前年度、1年間の所得が12万RMBを超過する個人、その他の条件に合致する個人は、年度申告を行う義務が発生し、この時期に申告します
4月	◆会計年度監査(決算書) 企業所得税の年度申告までに、会計事務所に依頼して作成する必要があります。この監査は法定監査であり、公的な意味を持ち、その後の企業所得税申告、配当送金、増資、清算など、許認可機関の認可を得て行う手続には、必ず要求されることとなります ◆企業 利益処分決議 会社の最高意思決定機関である、株主会もしくは董事会によって利益処分決議が行われます
5月	◆企業所得税 年度申告期限 ⇒ 5月末：詳細は専管員の指示に従う
6月	◆企業所得税 納付・納税証明交付 ◆工商年度検査(連合年度検査) ⇒ 6月末：地域によって異なる場合あり 工商局をはじめ、商務局、財政局、外貨管理局等の監督官庁に対し、前年度の企業の状態等について報告を行い、検査を受けます
7月	◆企業 配当送金 利益処分決議に基づく配当送金は、企業所得税の納税証明が交付された後でなければできません
8月	★月次業務に専念
9月	《月次業務の内容》①月次財務処理・財務報告書作成申告 等
10月	②月次税務申告(個人所得税・営業税・増値税・企業所得税)
11月	※企業所得税は通常4半期に一度の申告(予定納税)です
12月	◆企業 年度決算 ⇒ 12月末日が決算期日

(上海成和ビジネスコンサルティング—SSBC)

Seiwa Global Reports は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

- 岐阜事務所 渡辺会計事務所 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生2-3-19 Tel 058-295-7077 Fax 058-295-7078
 - 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区長寧路855号亨通国際大廈12楼 Tel +86-21-5237-6737 Fax +86-21-5238-2779
 - ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No.27, Thu Khoa Huan St., P. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel +84-8-3246-0868
- http://www.seiwa-group.jp/ E-mail: info@seiwa-group.jp